

令和 8 年 度
高 梁 市 給 水 装 置 工 事
施 工 要 領 書

高梁市土木部上下水道課
(令和 8 年 4 月改定)

目次 (1/2)

第1章 総則

1. 目的 . . . P. 3
2. 給水装置工事の種類 . . . P. 3
3. 給水装置の定義（水道法第3条第9項） . . . P. 3
4. 給水装置工事に関する高梁市給水条例（一部抜粋） . . . P. 3 - 4

第2章 給水装置工事の流れ

1. 給水装置工事の申し込み手続き . . . P. 5
2. 給水装置工事の事前協議 . . . P. 5
3. 給水装置工事の申し込み受付 . . . P. 5
4. 給水装置工事提出書類の作成 . . . P. 5 - 6
5. 給水装置工事の審査及び許可 . . . P. 6
6. 給水申込負担金の納付 . . . P. 6
7. 給水装置工事の施工 . . . P. 6 - 7
8. 給水装置工事施工時の立会 . . . P. 7
9. 給水装置工事竣工に係る提出書類 . . . P. 7 - 8
10. 給水装置工事の完了検査 . . . P. 8
11. 完了検査の内容 . . . P. 8 - 9
12. 給水装置工事申し込みの取り下げ . . . P. 9
13. 給水装置工事の事務処理フロー（参考） . . . P. 10
14. 給水装置申込書記入例 . . . P. 11
15. 提出書類確認表 . . . P. 11
16. 給水装置工事完了報告書記入例 . . . P. 12

第3章 給水装置の構造及び材質

1. 給水装置の構造及び材質の基準 . . . P. 13
2. 水道法の規定（水道法第16条） . . . P. 13
3. 水道法施行令の規定（水道法施行令第6条） . . . P. 13
4. 省令の規定（平成9年厚生省令第14号） . . . P. 13-16
5. 高梁市が指定する材料 . . . P. 16-17
6. 取出標準配管例 . . . P. 18
7. 給水管口径及び取り決め . . . P. 19
8. 量水器の仕様 . . . P. 19-20
9. 給水方式の決定 . . . P. 20

目次 (2/2)

第4章 給水装置工事の施工

1. 給水装置工事の施工（水道法施行規則第36条一部抜粋） . . . P.21
2. 給水管の分岐 . . . P.21
3. 給水管の埋設深度 . . . P.21
4. 取出工事標準図（参考） . . . P.22
5. 舗装構成 . . . P.22
6. 標準横断面 . . . P.23
7. 量水器の設置 . . . P.24
8. 量水器前後の配管 . . . P.25
9. 宅地内の配管 . . . P.25
10. 既設管の使用 . . . P.25
11. 給水管の明示 . . . P.25
12. 道路掘削工事 . . . P.25-26

第5章 宅内漏水事故による水道料金の減免

1. 宅内漏水事故による水道料金の減免申請 . . . P.27
2. 高梁市給水条例施行規則第25条 . . . P.27
3. 水道料金減免申請の提出書類 . . . P.27
4. 水道料金減免申請時の注意 . . . P.27
5. 水道料金減免申請書記入例 . . . P.28

第6章 その他資料

1. 水道料金表 . . . P.29
2. 問い合わせ先 . . . P.29
3. ホームページ . . . P.29

第1章 総則

1. 目的

この要領書は、水道法、水道法施行令及び施行規則、高梁市給水条例等に基づき、給水装置工事に係わる技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な施工を確保することを目的とする。

2. 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は次のとおりとする。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事

(2) 口径変更工事

既設給水装置の口径を変える工事

(3) 流末変更工事

既設給水装置の量水器2次側以降の管類の部分的な変更、給水栓の増減など、既設給水装置の原形を部分的に変える工事

(4) 移転工事

既設給水装置において、量水器を移動させる工事

(5) 撤去工事

給水装置を配水管、又は、給水本管の分岐部から取り外す工事

3. 給水装置の定義（水道法第3条第9項）

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。

ビル等で、一旦、水道水を貯水槽に受けて給水する場合には、配水管から貯水槽への注入口までが給水装置であり、貯水槽以下はこれに当たらない。

4. 給水装置工事に関する高梁市給水条例（一部抜粋）

「第7条」

給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込みその承認を受けなければならない。

「第8条」

市長が施行する給水装置工事について、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

「第 9 条」

給水装置の所有と管理については、次のとおりとする。

- (1) 配水管から分岐して量水器まで(量水器を含む。)は、市の所有、管理とする。
- (2) 量水器から下流の設備は、使用者等の所有、管理とする。

「第 9 条の 2」

前項の規定にかかわらず、屋内に量水器を設置する場合においては、配水管から屋外の止水栓までを市、屋外の止水栓から下流の設備(量水器を除く。)を使用者等の所有、管理とする。

「第 13 条」

給水装置工事の設計及び工事は、市長が又は、市長が指定する者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。

「第 13 条の 2」

指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び工事を行う場合は、市長が行う設計審査及び材料検査を当該工事の着工前に、工事検査を当該工事のしゅん工後に受けなければならない。この場合において、市長は、工事検査に合格しなかったときは、当該給水装置に係る第 20 条の給水の申込みを承認しないものとする。

「第 16 条」

給水装置工事及び給水申込みに伴い市において新たに配水管の布設が必要となる場合の工事に要する経費は、すべて申込者の負担とする。

「第 38 条」

給水装置を新設し、若しくは給水管を増径する場合又は従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置(従前の給水装置に係る給水管の口径に比べて増径を伴う場合に限る。)しようとする者は、給水申込負担金を納付しなければならない。

「第 38 条の 3」

負担金は、給水装置工事申込みの際徴収する。

「第 43 条」

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

- (1) 第 7 条第 1 項の承認を受けないで給水装置工事をした者
- (2) 第 21 条第 1 項の量水器の設置、第 34 条の給水量の測定、第 26 条の検査又は第 27 条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第 30 条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

第2章 給水装置工事の流れ

1. 給水装置工事の申し込み手続き

給水装置工事の申し込みをしようとする者は、高梁市指定給水装置工事事業者を選定し、指定給水装置工事事業者は市長に申し込むものとする。

2. 給水装置工事の事前協議

次に掲げる給水装置工事の申し込みについては、事前に市と協議を行わなければならない。

- (1) 新設工事
- (2) 口径変更工事
- (3) 移転工事
- (4) 撤去工事

3. 給水装置工事の申し込み受付

給水装置工事の申し込み受付は、下記の表のとおり行う。(表1)

表1 給水装置工事の申し込み受付場所

工事場所	受付場所	住所
高梁地域	高梁市役所 上下水道課	高梁市松原通 2043 番地
有漢地域		
成羽地域	成羽地域局	高梁市成羽町下原 606 番地
川上地域		
備中地域		

※一部例外あり

4. 給水装置工事提出書類の作成

該当工事について必要事項を記入し、押印すること。

(1) 給水装置申請書(様式第1号)

量水器1つ(給水権利)に対して1部申請すること。

(2) 位置図(任意の様式)

(3) 設計図面(任意の様式)

平面図・配管詳細図・取出断面図を記入すること。

(4) 材料目録(任意の様式)

材料名、口径、数量、取付箇所が把握できること。

※以下、必要に応じて

(5) 所有者変更届書(様式第5号)

土地の売買後に工事する場合。添付書類として売買契約書の写しを添付すること。

(6) 給水廃止届出書(様式第6号)

給水装置を撤去する場合。

(7) その他必要な書類

5. 給水装置工事の審査及び許可

給水装置工事の審査は、現地調査及び書類審査を行い、適正と認められる場合は「給水申込負担金納付書」を発行する。(新設工事及び口径変更工事に限る)

負担金の納入が確認されたのちに、「給水装置工事施工承認書」及び工事施工承認番号を交付する。承認書が交付されるまでは工事することはできない。

6. 給水申込負担金の納付

給水申込負担金は、高梁市指定金融機関(トマト銀行)、高梁市収納代理金融機関(中国銀行、備北信用金庫、中国労働金庫、晴れの国岡山農業協同組合、郵便局(簡易郵便局含む)及びゆうちょ銀行)、上下水道課窓口(高梁市役所本庁舎2階)、各地域局、各地域市民センターで納付することができる。

口径別給水申込負担金は下記の表のとおり。(表2)

表2 口径別給水申込負担金一覧(税込)

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	¥44,000	¥88,000	¥143,000	¥363,000	¥660,000	¥1,320,000	¥2,310,000

※30mmで申し込む場合は別途協議

ただし、口径変更(増径)工事においての給水申込負担金は、変更後の口径に対応する負担金の額から、変更前の口径に対応する負担金の額を控除して得た額とする。

(高梁市給水条例第38条の2)

例) 13mmから20mmの口径変更工事の場合の負担金

$$88,000 \text{ 円 (20mm 負担金)} - 44,000 \text{ 円 (13mm 負担金)} = 44,000 \text{ 円}$$

7. 給水装置工事の施工

(1) 給水装置工事の施工は管理者の許可を得たのちに、給水装置申請書に基づき施工すること。工事許可を得たのちに、次の事項に変更が生じた場合は、書面をもって担当者の許可を得て工事着手すること。

- ① 給水管の口径に変更があるとき。
- ② 量水器の設置個所に変更があるとき。
- ③ 配管経路に変更があるとき。
- ④ 栓数等が増減するとき。

(2) 交通規制を伴う場合は、施工を行う指定給水工事事業者が関係機関(警察、消防、道路管理者等)へ各種申請を行うこと。また、影響する周辺住民に工事の周知

を施工業者が責任を持って行うこと。

- (3) 分岐工事時に断水を伴う場合は、必ず事前協議を行うこと。また、施工1週間前までに施工を行う指定給水工事事業者が、断水対象住民へ通知を行うこと。

8. 給水装置工事施工時の立会

- (1) 配水管からの分岐工事を行う場合は、市担当者が立会を行う。工事实施の1週間前までに市担当者と協議を行い、立会を求めること。なお、工事は特別な事情がない限り平日昼間とする。
- (2) 地下埋設物（下水道・電気・NTT等）の可能性がある場合、各関係機関へ照会を行い、必要の場合立会を求めること。
- (3) 量水器1次側までの配管布設完了後、水圧試験を1.0MPa・10分間で実施し、漏れがないかの確認を市担当者立会の下行う。

9. 給水装置工事竣工に係る提出書類

舗装復旧等の全ての給水装置工事が竣工した場合は、直ちに次に掲げる書類を給水装置申請書1枚に対して1部提出すること。

(1) 新設、口径変更、移転、撤去工事

① 給水装置工事完了報告書（市指定の様式）

② 完成写真（任意の様式）

工事着工前、完成後を比較できるように、同一箇所・同一方向から撮影すること。

③ 竣工図面（任意の様式）

平面図・配管詳細図・取出断面図を記入すること。

④ 工事写真帳（任意の様式）

・施工の位置及び状況が容易に確認できるように、建物、構造物、特定の地形等の固定された物を背景に入れて撮影すること。また、遠景から撮影し、配管ルートが確認できるように撮影すること。

・被写体の形状・寸法が特定できるように、必ず寸法を示す器具（箱尺又はリボンテープ等）を入れて撮影すること。

・小黒板には「工事名」「工種等」「測点（位置）」「設計寸法」「実寸寸法」「略図」を記載すること。また、文字が判読できるように被写体と共に写し込むこと。

⑤ 給水開始申請書（様式第3号）

⑥ その他必要書類

(2) 流末変更工事

① 給水装置工事完了報告書（所定の様式）

② 竣工図面（任意の様式）

平面図・配管詳細図を記入すること。

- ③ 給水開始申請書（様式第3号）
- ④ その他必要書類

10. 給水装置工事の完了検査

完了検査は、給水装置申請書、竣工図面等に基づき、市担当者が実施する。検査の結果、不備が指摘され補修、又は取替え等の指示があった場合は、市担当者が指定する期間内に補修、又は取替え等を行い、再検査を受けなければならない。

完了検査では検査時に施工工事業業者に対し、給水装置工事主任技術者の立会を求める場合がある。（水道法第25条の9）

11. 完了検査の内容

（1）給水装置申請書、竣工図面等のとおり施工されているか。

- ① 管の種類、口径、布設延長
- ② 管の埋設位置、深さ
- ③ 使用材料
- ④ 量水器・取出分岐・止水栓（仕切弁）の位置

（2）止水栓（仕切弁）の設置

- ① 操作に支障がないか
- ② 設置位置が適正であるか

（3）量水器の設置

- ① 逆付、片寄がなく、水平に取り付いているか
- ② 検針、取替に支障がないか
- ③ 設置位置が適正であるか

（4）配管及び接合

- ① 凍結、防食等の処置がなされているか
- ② クロスコネクションがないか
- ③ ポンプ等に直接連結されていないか

（5）路面復旧

- ① 路面に凹凸がないか
- ② 路面標示の復旧をしているか

（6）水圧

- ① 水圧試験（1.0MPa/10分）を実施しているか
- ② 静水圧を測定しているか

・ただし、集合住宅（アパート・マンション等）においては、上記検査のほかに、各部屋の配管と量水器が適正に接続されているか確認を行うため、通水試験を実施する。

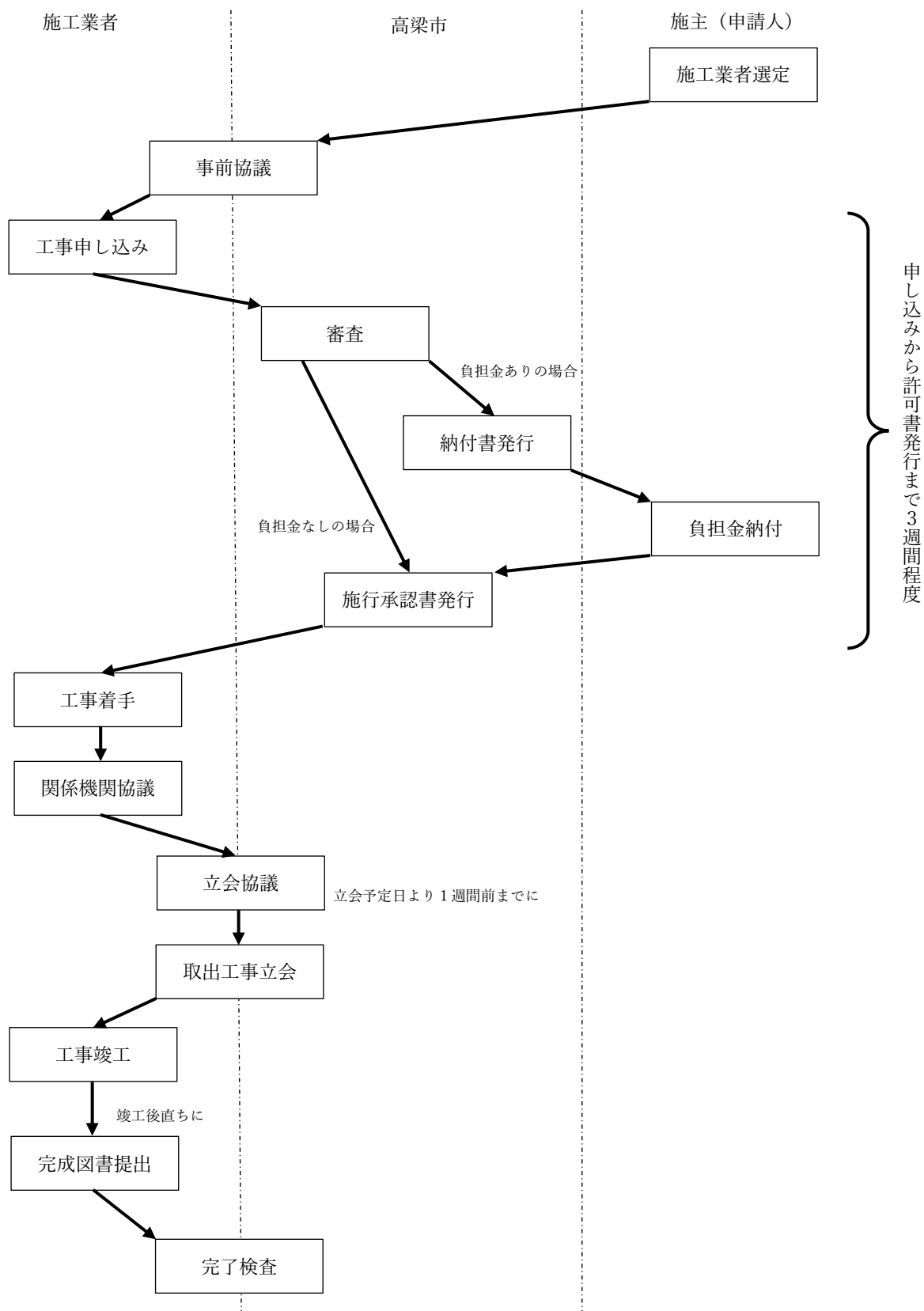
- ・完了検査の内容については市担当者の指示により、一部を省略することができる。

12. 給水装置工事申し込みの取り下げ

給水装置工事の申し込みをした（申請を受付した）のちに、工事の取り下げをする場合は、早急に申し込みの取り下げを市担当者に申し出ること。

ただし、既納の負担金は還付しない。（給水条例第 38 条の 4）

13. 給水装置工事の事務処理フロー（参考）



14. 給水装置申込書記入例

様式第1号(第3条、第6条関係)

台帳番号	第 号	課長	課長代理	課長補佐	主幹	係長	係
許可	年 月 日						
	年第 号						
参考	給水装置申請書 令和 ○年 ○月 ○日 高梁市長 様						
	申請人 住所 高梁市松原通○○番地 (所有者) 氏名 高梁 太郎 ※ 代理人 住所 氏名 ※ 指定給水装置 ○○市△△町□□番地 工事事業者 株式会社 ○○会社 ※						
次のとおり給水装置を(新設)口径変更・流末変更・移転・撤去)したいので、高梁市給水条例第7条の規定により申請します。							
申込給水装置の口径	口径 1.3m/m		既設給水管の口径		口径 m/m		
		(口径を変更する場合記入)					
給水装置の場所	高梁市松原通○○番地		給水の使用者		住所 高梁市松原通○○番地		
		(町内会)		氏名 高梁 太郎			
高梁市給水条例施工規則第3条の規定により利害を有する者として連署により承諾します。							
土地所有者	住所 高梁市○○町□□番地		給水管布設土地所有者		住所 高梁市○○町□□番地		
	氏名 ○○ ○○ ※				氏名 ○○ ○○ ※		
家屋所有者	住所 高梁市○○町□□番地				住所		
	氏名 ○○ ○○ ※				氏名 ※		
量水器	取付	年 月 日	負担金	申込負担金	円		
	口径						
	種別						
	量水器番号						
	製造番号						
	検定				計	円	
受託給水工事費	取出配水管口径			m/m			
	取出給水管口径			m/m			
	取付工事費			円			
	砂利舗装道			砂 舗 円			
	クラッシャーラン入料			有 無 円			
	計			円			
所有者移動事項	① 年 月 日		② 年 月 日		③ 年 月 日		④ 年 月 日
特記事項							受付印

添付書類：設計書、設計図及び材料目録

※本人(代表者)の自署による署名又は記名押印をしてください。

15. 提出書類確認表

申し込み時

番号	書類	部数	様式	備考
1	給水装置申請書	1	様式第1号	給水権利1件につき1部提出
2	位置図	1	任意の様式	
3	設計図面	1	任意の様式	
4	材料目録	1	任意の様式	
5	所有者変更届出書	1	様式第5号	必要に応じて
6	給水廃止届出書	1	様式第6号	撤去する場合

竣工時

番号	書類	部数	様式	備考
1	給水装置工事完了報告書	1	市指定の様式	
2	完成写真	1	任意の様式	
3	竣工図面	1	任意の様式	
4	工事写真帳	1	任意の様式	流末変更工事の場合不要
5	給水開始申請書	1	様式第3号	必要に応じて

16. 給水装置工事完了報告書記入例

参 考

給 水 装 置 工 事 完 了 報 告 書

朱書き部分を記入すること

令和〇年〇月〇日

高梁市長 様

指定給水装置工事事業者

住所 〇〇市△△町□□番地

氏名 株式会社 〇〇会社 ㊟

令和〇年〇月〇日付け施行許可番号 高市水R〇-〇〇 で許可されました給水装置工事が完了しましたので報告します。

なお、給水装置の構造・材質等の確認結果および水圧検査の報告は次のとおりです。

配 水 区	記入した物をお渡しします	申 請 者 氏 名	記入した物をお渡しします
設 置 場 所		着 手 年 月 日	令和〇年〇月〇日
工 事 種 別		完 了 年 月 日	令和〇年〇月〇日

検 査 項 目		確 認	検 査
1. 申請書との整合	○管の種類・口径・布設延長	竣工図のとおり	
	○管の埋設位置・深さ	竣工図のとおり	
	○使用材料	竣工図のとおり	
	○量水器・取出分岐・止水栓（仕切弁）の位置	竣工図のとおり	
2. 止水栓	○操作に支障がない	支障なし	
	○設置位置が適正であるか	適正	
3. 量水器	○逆付・片寄りが無く、水平に取りついているか	正常	
	○検針・取替に支障がないか	支障なし	
	○設置位置が適正であるか	適正	
4. 配管及び接合	○凍結・防食等の処置をしているか	適正	
	○クロスコネクション（誤接合）がないか	適正	
	○ポンプ等に直接連結されていないか	適正	
5. 路面復旧	○路面に凹凸がないか	適正	
	○路面表示の復旧をしているか	適正	
6. 水圧	○水圧試験（MPa/10分）を実施しているか	実施した	
	○静水圧	0.55 MP a / 令和〇年〇月〇日測定	
7. その他	○屋内配管と量水器が図面通り接続されているか	適正	

確 認 者	給水装置工事主任技術者 氏名	高梁 太郎 ㊟
-------	----------------	---------

検 査 結 果	合格	不合格
(指示事項または処置)		

検 査 年 月 日

令和 年 月 日

検査員氏名

㊟

第3章 給水装置の構造及び材質

1. 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質については、法及び施行令に定める基準に適合しているものでなければならない。なお、構造及び材質の基準（以下「構造材質基準」という。）は、経年劣化した給水装置にも適用される。

2. 水道法の規定（水道法第16条）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

3. 水道法施行令の規定（水道法施行令第6条）

水道法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上（高梁市においては原則1m以上）離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

4. 省令の規定（平成9年厚生省令第14号）

水道法施行令第6条に規定される給水装置の構造及び材質の基準を適用するにあたり、必要な技術的細目は、次のとおりである。

(1) 耐圧に関する基準

- ① 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。）は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- ② 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

③ 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(2) 浸出に関する基準

① 飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験により供試品について浸出させたとき、金属等の浸出は基準値以下でなければならない。

② 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りではない。

③ 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

④ 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの、又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(3) 水撃限界に関する基準

水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により、当該給水用具内の流速を2 m毎秒、又は当該給水用具内の動水圧を0.15MPa とする条件において給水用具の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa 以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りではない。

(4) 防食に関する基準

① 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの、又は防食材で被覆すること等により適切な浸食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

② 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属性の材質のもの、又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(5) 逆流防止に関する基準

① 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、減圧式逆流防止器、逆止弁等の給水用具が設けられ又は一定以上の吐水口空間が確保されていること。(表3-1、表3-2)

② 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、一定以上の吐水口空間が確保され、当該場所の水管等と分離するなどにより、適切な逆流防止措置を講じること。(表3-1、表3-2)

③当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。

表 3 - 1 呼び径 25 mm以下の吐水口空間の基準

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13mm 以下	25 mm以上	25 mm以上
13mm を超え 20mm 以下	40 mm以上	40 mm以上
20mm を超え 25mm 以下	50 mm以上	50 mm以上

注 1：浴槽に給水する場合は、越流面からの吐水口空間は 50 mm以上を確保する。

注 2：プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する場合には、越流面からの吐水口空間は 200 mm以上を確保する。

注 3：上記は給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

表 3 - 2 呼び径 25 mmを超える場合の吐水口空間の基準

区分		壁からの離れ	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響が少ない場合		—	1.7 d + 5 mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1 面の場合	3 D以下	3.0 d 以上
		3 Dを超え 5 D以下	2.0 d + 5 mm 以上
		5 Dを超えるもの	1.7 d + 5 mm 以上
	近接壁 2 面の場合	4 D以下	3.5 d 以上
		4 Dを超え 6 D以下	3.0 d 以上
		6 Dを超え 7 D以下	2.0 d + 5 mm 以上
		7 Dを超えるもの	1.7 d + 5 mm 以上

注 1：Dは吐水口の内径（mm） dは有効開口の内径（mm）有効開口の内径は、以下のうち最小内径を指すものとする。

- ①吐水口の内径
- ②こま押さえ部分の内径
- ③給水栓の接続管の内径

注 2：吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。

注 3：越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

注 4：浴槽に給水する給水装置において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 mm未満の場合にあっては、当該距離は 50 mm以上とする。

注5：プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。

(6) 耐寒に関する基準

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁にあっては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験により10万回の開閉を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験により、それ以外の給水装置にあっては、耐寒に関する試験により、省令で定める耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りではない。

(7) 耐久に関する基準

頻繁な開閉作動を繰り返すうちに弁類に支障が生じることを防止するための基準であり、一定回数の開閉操作後、基準省令に規定する耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有すること。

5. 高梁市が指定する材料 (表4)

給水装置に使用する材料については、給水装置工事主任技術者が基準省令に適合しているか確認し、給水装置申請書により、事前に市の承認を受けること。

配水管への取付口から量水器までの間は、市が指定する材料を使用すること。

表4 高梁市指定材料一覧

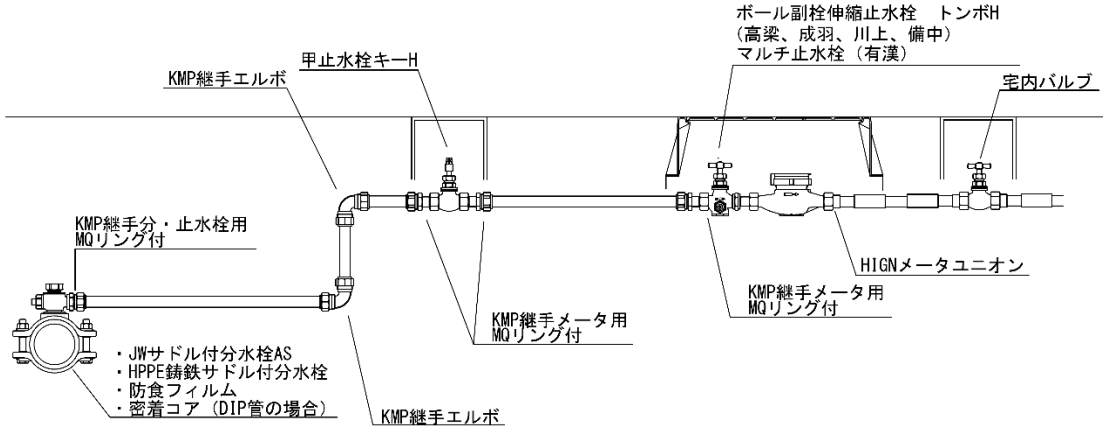
工種	口径	種別	使用材料	摘要
取出	全口径	サドル分水栓	ボール式サドル分水栓	一体型
給水管	φ13~40	配管	水道用ポリエチレン二層管(PP) (1種軟質管)	公道部の横断延長が10m以上となる場合は、HPPEを使用すること。
	φ50		水道用ポリエチレン二層管(PP) (1種軟質管)または、 水道配水用ポリエチレン管(HPPE)	
	φ75以上		水道配水用ポリエチレン管(HPPE) または、ダクタイル鋳鉄管(GX-DIP)	
給水管	全口径	露出配管 (橋梁添架、 水路横断等)	さや管防護を行うこと。	・給水管口径φ25以下の場合は保温処理(ラッキング等)も行うこと。

工種	口径	種別	使用材料	摘要
給水管	全口径	露出配管 (橋梁添架、 水路横断等)	さや管防護を行うこと。	・HPPE はさや管防護または、外装付管の使用。 ・GX-DIP は防護不要
継手	φ13~40	PP用継手	インコア内蔵型	ポリフィッター等のワンタッチタイプは不可
1次止水	φ13~25	止水栓	甲型止水栓(協会型)	引込延長が20m以上となる場合に設置
	φ40	スリースバルブ	プレインゲートバルブ	丸ハンドル
	φ50以上	仕切弁	ソフトシール仕切弁	右開き・左閉め
	φ13~25	止水栓ボックス	止水栓ボックス(黒色・市章入)	H=300
	φ25以上	仕切弁ボックス	円形鉄蓋 (口径・水流方向指示付)	高梁市デザイン蓋
	φ25~40		コンクリート巻鉄蓋 (黒色・○水)	公道部使用不可
直結止水	φ13~25	直結止水栓	ボール副弁付伸縮止水栓	Tハンドル
	φ40	伸縮継手	メーター用伸縮継手	
量水器	φ13~40	量水器ボックス	硬質プラスチック製 (底板有・青色蓋・市章入り)	凍結の恐れがある場合は耐寒蓋とすること。
	φ13~40		鋳鉄製 (底板有・黒色蓋・○水)	車両が通行する恐れがある場合
	φ50以上		鋳鉄製量水器ボックスユニット (検針用小窓付)	量水器の交換が容易なサイズであること。

6. 取出標準配管例

< $\phi 13 \sim 25$ >

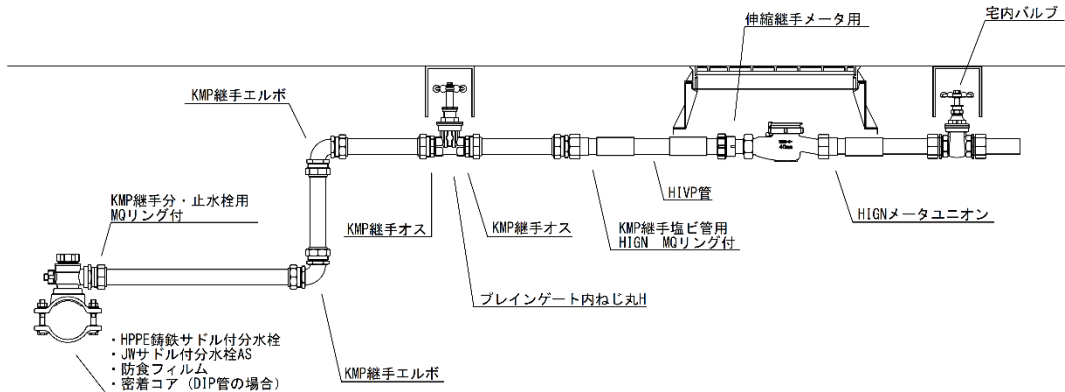
給水管 PE 1種二層管



※水道メータ $\phi 13$ の場合はメータ止水栓の1次側継手で $\phi 20$ から $\phi 13$ へ落とすこと。
 ※引込距離が20mを超える場合は1次止水栓（甲止水栓）を設置すること。

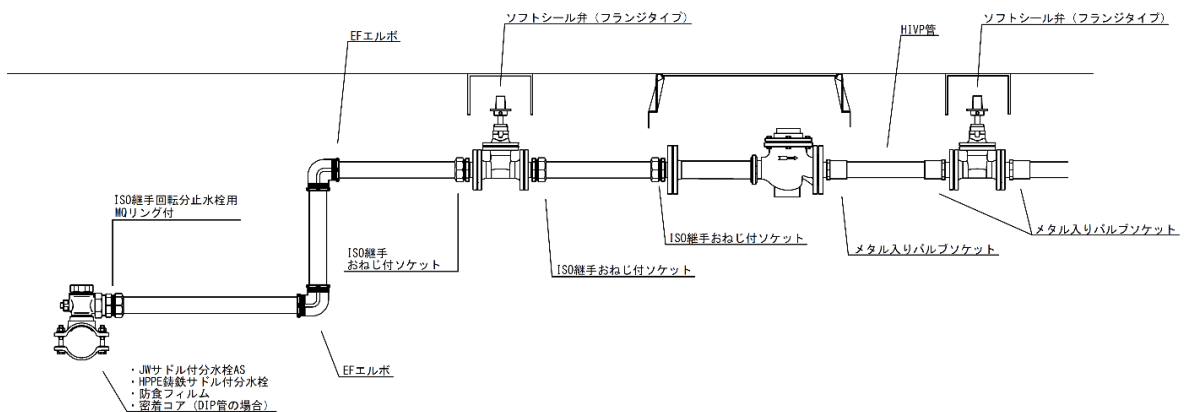
< $\phi 40$ >

給水管 PE 1種二層管



< $\phi 50$ 以上 >

給水管 HPPE管



7. 給水管口径及び取り決め

給水管口径ごとの引込標準距離及び分岐数（給水管取出位置から量水器までの分岐）の限度は表5のとおりとする。

給水管は、計画使用水量を十分に供給でき、給水管の口径は配水管最小動水圧時においても設計水量を十分に供給できるものとし、かつ著しく過大でないものとしなければならない。

また、量水器の定格最大流量・月間使用量・適正使用流量範囲内となるよう選択しなければならない。

表5 引込標準距離及び分岐数の限度（高梁市水道給水装置基準規程）

口径	引込標準距離 (m)	分岐数の限度	
		φ13	φ20
φ13	30	1	—
φ20	50	3	1
φ25	80	6	2
φ40	190	16	6
φ50	300	30	10
φ75	—	—	—
φ100	—	—	—

8. 量水器の仕様

高梁市が使用する量水器の仕様は次のとおりである。

1) 接続方法：上水ねじ接続方式

(注) φ13はショートとする。

構造	口径 (φ)	定格最大流量 (m ³ /h)	月間使用量 (m ³ /月)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)
乾式直読式 接線流羽根車式	13	2.5	100	0.10～1.0
	20	4.0	170	0.20～1.6
	25	6.3	260	0.23～2.5
乾式直読式 たて型軸流羽根車式	40	16.0	700	0.40～6.5

2) 接続方法：フランジ接続方式（伸縮可とう管付）

構造	口径 (ϕ)	定格最大流量 Q3 (m ³ /h)	月間使用量 (m ³ /月)	適正使用流量範囲 (m ³ /h)
乾式直読式 たて型軸流羽根車式	50	40.0	2,600	1.25～17.0
	75	63.0	4,100	2.50～27.5
	100	100.0	6,600	4.00～44.0

(公益財団法人 日本水道協会資料)

9. 給水方式の決定

給水方式には、直結式（直結直圧式、直結増圧式）、及び受水槽式があり、給水方式の決定は、給水の高さ、所要水頭、使用用途及び維持管理面を考慮し決定すること。ただし、次のような給水については、受水槽式としなければならない。

- ・災害時、事故等による水道の断減水時にも、水の確保が必要な場合
- ・一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど、直結式給水にすると配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合
- ・配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合
- ・薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのある場合
- ・中高層建物に給水する場合
- ・その他担当者が必要と認める場合

第4章 給水装置工事の施工

1. 給水装置工事の施工（水道法施行規則第36条一部抜粋）

- (1) 給水装置工事ごとに選任した給水装置主任技術者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取り付け口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 前記の工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

2. 給水管の分岐

配水管、又は給水本管より給水装置を分岐する場合には、配水管や給水本管の管種及び口径に応じた適切な方法で分岐しなければならない。

(1) 主要器具材料

- ① 取出最小口径は $\phi 20$ とする。
- ② サドル分水栓には保護のため、防食フィルム等を必ず取り付けること。
- ③ 鋳鉄管からサドル分水栓で分岐する場合は、穿孔部に密着コアを取り付けること。
- ④ $\phi 75$ 以上の取出は、丁字管によるものとする。
- ⑤ 取出位置から量水器までの管延長が20mを超える場合は、1次止水栓を取出分岐後に取り付けること。公道上の場合、1次止水栓は道路肩に近接して設置すること。

(2) 誤接合の防止

上水道以外の管と誤接合が行われないように十分に注意すること。

(3) 分岐位置

- ① 分岐する給水管の配水管への取り付け口の位置は、他の給水管の取り付け口及び役物から原則1m以上離すこと。
- ② 道路交差点内（仕切弁間）での分岐を行わないこと。

(4) 分岐数の制限

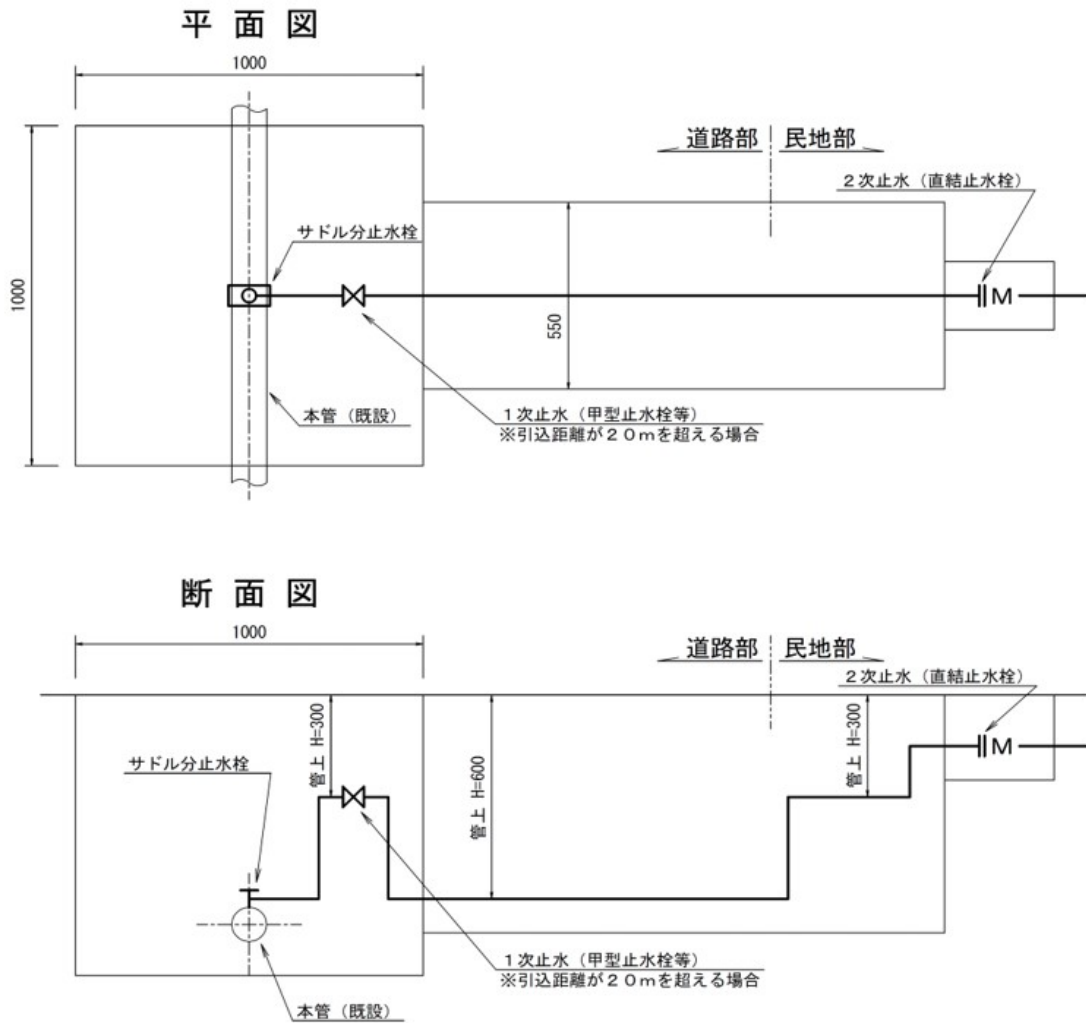
1敷地に対する給水管の分岐は、1箇所とすること。

3. 給水管の埋設深度

給水管の埋設深度は次のとおりとする。

国道・県道・市道	管上 60 c m以上
私道	管上 45 c m以上
赤線等（車両通行無）・宅地内	管上 30 c m以上

4. 取出工事標準図（参考）

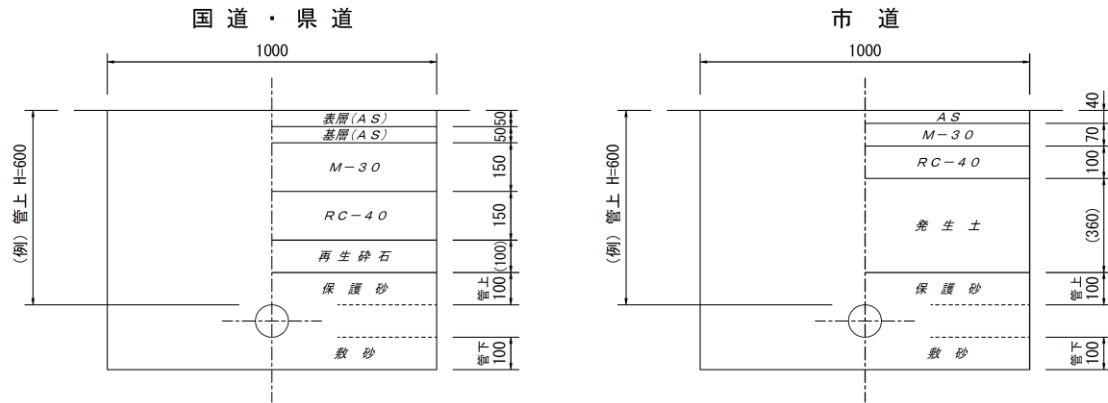


5. 舗装構成

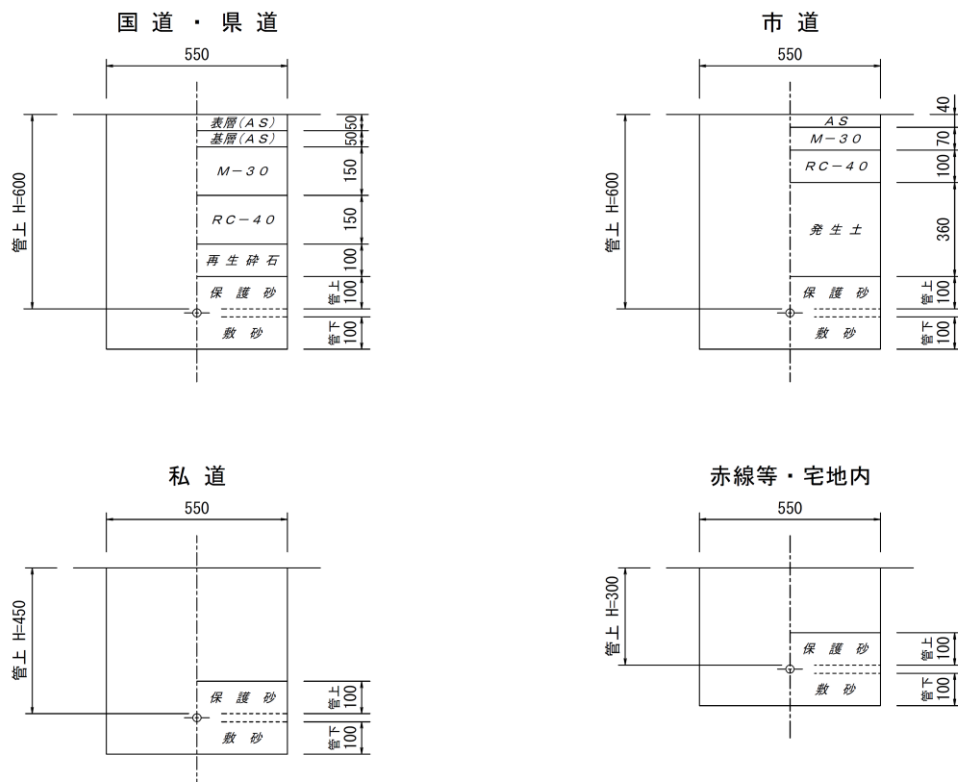
舗装構成については、道路管理者と協議し承認を得てから舗装すること。

6. 標準断面図 (参考)

< 取出部 >



< 給水管部 >



7. 量水器の設置

(1) 量水器の設置基準

① 1 建築物に 1 個設置

以下の建築物については用途上不可分の関係にあるため、1 建築物とみなす。

例：住宅(母屋と離れ)、学校(校舎と調理場)、工場(事務所と作業場)、
病院(医療棟と事務棟)

② 1 建築物に複数個の量水器を設置

1 建築物が機能的に独立した複数戸の住宅、又は事務所等に分割されている共同建物等の場合。ただし、給水管の配管系等が独立しており、それぞれの配管系統に日常生活を営める程度の給水設備(流し、トイレ、風呂等)が整備され、使用者が異なること。

③ 共同建物等で直結増圧式給水、又は受水槽式給水の場合

全体の使用水量を計量する量水器 1 個を設置すること。

(2) 量水器の設置場所

① 給水栓より低位置に、かつ、水平に設置しなければならない。

② 官民境界より 1 m 以内の宅地内屋外部に設置しなければならない。

③ 量水器は、分岐部から直角線上に設置しなければならない。ただし、建築物の構造上量水器が支障となる場合は、1 m 以内で移設することができる。

④ 検針、取替え等の支障となる箇所に設置してはならない。

量水器設置に適さない箇所は、次のとおりである。

- * 簡易物置等物品の下になりやすい箇所
- * 量水器 BOX 内に水が溜まるおそれのある箇所
- * 立ち上がり配管、又は給水栓から 1 m 以内の場所

⑤ 共同建物等で複数の量水器を設置する場合、建物に向かって左(手前)を 1 階、中(中)を 2 階、右(奥)を 3 階とずらして設置しなければならない。

⑥ 受水槽式の場合、水撃作用の影響を少なくするため、受水槽の注入口から努めて離れた場所設置しなければならない。

⑦ $\phi 50$ 以上の量水器は、原則として車両が横付けできる場所でなければならない。

(3) その他

① 凍結のおそれがある場所では、量水器 BOX 内に適当な防寒措置を施さなければならない。

② 共同建物等の場合は、量水器 BOX 蓋の裏にペンキ等で部屋番号を明示しなければならない。

8. 量水器前後の配管

(1) φ25 以下の場合

上流側にボール副弁付伸縮止水栓を取り付けること。

また、下流側に制水弁を取り付けること。

(2) φ40 の場合

上流側にプレインゲートバルブ及び伸縮継手を取り付けること。

また、下流側に制水弁を取り付けること。

(3) φ50 以上の場合

上流側及び下流側にソフトシール仕切弁を取り付けること。

9. 宅地内の配管

(1) 家屋の外回りを直線配管とすることを原則とし、将来の維持管理に支障のない配管とすること。

(2) 量水器下流側に量水器ボックスに近接して、制水弁を取り付けること。

(3) 2階以上または地階に配管する場合は、各階ごとに制水弁を取り付けること。

(4) 給水器具のうち、湯沸器及び給湯器等を取り付ける場合は、上流側に近接して止水用器具（止水機能及び逆流防止機能）を取り付けること。

(5) 直結を許されない器具の取り付けは、必ずタンク等に受けて間接給水とすること。

10. 既設管の使用

既設管（井戸水配管等）の使用は、原則として認めない。

11. 給水管の明示

道路部分に布設する全ての管に埋設シートを設置し、φ50以上の管には明示テープを取り付け、管を明示しなければならない。

12. 道路掘削工事

(1) 道路掘削工事の許可手続き

道路掘削工事を実施する場合には、道路法及び道路交通法の規定により、工事着手前に道路管理者の占用許可及び所轄警察署の道路使用許可を受けなければならない。

また、河川敷及び私道等の道路管理者以外の管理地を掘削占用する場合は、その管理者、又は所有者の占用許可、又は承諾を得る必要がある。

(2) 道路掘削工事の心得

道路掘削工事に従事する者は、次の事項に注意して施工すること。

① 関係法令の熟知

② 許可条件の把握

- ③ 近隣住民への事前連絡
- ④ 現場責任者の常駐と許可書の携行
- ⑤ 保安施設の設置と安全管理
- ⑥ 地下埋設物及び架空線の現況把握
- ⑦ 緊急連絡先の確認

第5章 宅内漏水事故による水道料金の減免

1. 宅内漏水事故による水道料金の減免申請

量水器から下流側（宅内）の設備において、地下漏水事故が発生した場合、高梁市給水条例施行規則第25条の規定により、水道料金の減免を申請することができる。

2. 高梁市給水条例施行規則第25条

第25条 給水装置のうち量水器から下流の設備において、地下漏水事故が生じた場合、市長は、その施設が適正に管理されており、かつ、やむを得ない事故と認めたものについて使用者等の申請により、給水料金の一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の減免については、事故のあった月(事故が1箇月以上に及ぶ場合は、その期間内の最高水量とする。)の測定水量から前1年間において最高に使用している月の測定水量を減じて得た水量により算定した給水料金の額の2分の1を限度とする。ただし、減免対象月は、1箇月を原則とし、2箇月を限度とする。

3 前項の規定により算定した減免後の給水料金の額が前1年間において最高に使用している月の給水料金の3倍を超える場合は、3倍を限度とする。

3. 水道料金減免申請の提出書類

宅内漏水事故による水道料金の減免申請を行うものは、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 水道料金減免申請書（所定の様式）
- (2) 修繕写真帳

4. 水道料金減免申請時の注意

- ① 減免申請を提出後、給水条例施行規則第25条により審査を行うため、必ずしも水道料金が減免されるとは限らない。
- ② 高梁市指定給水装置工事事業者の修理証明（修理業者の押印）なき申請書は無効となる。
- ③ 申請書に添付される修繕写真は、修繕が適正に実施されたことを証明するものであり、減免審査の資料となるものであるため、着工前と修繕後が対照できるように同一箇所で同一方向から撮影すること。資料が無い場合や、不足すると判断された場合は、減免されない。

5. 水道料金減免申請書記入例

(様式)

参 考

朱書き部分を記入すること

令和 ○年 ○月 ○日

高 梁 市 長 殿

申請者 住 所 高梁市松原通○○番地

氏 名 高梁 太郎 ※

電 話 0866-12-3456

水 道 料 金 減 免 申 請 書

地下漏水による給水料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用者番号 123 - 1234 - 123 メーター番号 (12345678)	漏水箇所 別紙図面のとおりに
漏水場所 松原通 町 ○○ 番地	
漏水に気づいた理由 検針員の指摘により	※この部分に手書き等でも可
発見年月日 令和 ○年 ○月 ○日	事務処理 (指定給水装置工事事業者の証明) ○○市△△町□□番地 株式会社 ○○会社 ㊟
修理年月日 令和 ○年 ○月 ○日	
※証明できる押印を行うこと	

※本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

※「漏水箇所」の欄はどのあたりが漏水していたか具体的に記入してください。

※「事務処理」の欄には修理依頼をした業者の証明を取ってください。

(高梁市の指定給水装置工事事業者の修理でないと、減免できません。)

第6章 その他資料

1. 水道料金表

令和7年4月1日現在（消費税込）

区域	口径	基本料金		超過料金
		基本水量	料金（円）	料金（円/m ³ ）
旧上水道区域	13 mm	10 m ³ まで	2,030 円	10 m ³ を超える水量 1 m ³ につき 203 円
	20 mm	10 m ³ まで	2,240 円	
	25 mm	—	2,590 円	1 m ³ につき 203 円
	30 mm	—	3,510 円	
	40 mm	—	4,430 円	
	50 mm	—	6,870 円	
	75 mm	—	11,760 円	
	100 mm	—	16,600 円	
旧簡易水道区域	13 mm	10 m ³ まで	2,290 円	10 m ³ を超える水量 1 m ³ につき 229 円
	20 mm	10 m ³ まで	2,590 円	
	25 mm	—	3,000 円	1 m ³ につき 229 円
	30 mm	—	4,070 円	
	40 mm	—	5,090 円	
	50 mm	—	7,790 円	
	75 mm	—	12,930 円	

2. 問い合わせ先

- ・ 給水装置工事に関すること
上水道工務係 TEL：0866-21-0243
- ・ 料金関係、減免に関すること
上水道業務係 TEL：0866-21-0242

〒716-8501

高梁市松原通 2043 番地

高梁市土木部上下水道課

FAX：0866-22-9460

MAIL：jyogesui@city.takahashi.lg.jp

3. ホームページ

<給水装置工事の届出について>

<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/12/shinsetsu.html>

<水道の使用開始と使用中止及び所有者変更の届出について>

<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/12/todokede.html>